

科目名	区分	学籍番号(在学期)	氏名
刑法			

評価(ABC)

A

33/50

7/7

8/8

4/9

2/3

3/5

0/5

2/4

第1. 甲・乙がBと共に車に乗って行った行為。
 1. 甲及び乙が共にBの居室に入行った行為に3住居侵入罪(刑法130条前段、以下法令省略)が成立するか。
 (1) 賃貸マンションであるC、Dが起る侵入に保するものであり、人の住居にあたる。
 (2) 本件で入ったBの居室にはBの管理権があるものの、その他の部分にはCの管理権に属する。そして、これ以前にCは甲・乙がBがAに入ることと拒んで来たことからは、BとAへ移転させるために本件でDに入ることを拒んでいたといえ、甲・乙がDに入ることは管理権者の侵入に反する侵入にあたる。
 以上より、甲及び乙に住居侵入罪が成立する。
 2. 甲が乙がBと共にCの生活環境から物を取ったことにつき未成年略取罪(224条)が成立するか。←224条前段
 (1) まず、本罪の保護法益は未成年者、身体の安全に加え、監護権者の監護権である。とすれば、未成年者、同意がある。監護権者の同意に反する場合に本罪が成立するといえる。
 本件では未成年者たるBはAに移転することと同意しているもの
 a. Bの監護権者はこれを拒んでおり、本件が本罪が成立する。
 (2) 「略取」とは未成年者又は監護権者に対し暴行又は脅迫を用いて未成年者と正常な生活環境から移転させる行為をいう。
 本件では、甲が乙がCの体を押さえて、その間に甲がBを車でCの保護下からAに移転させるという実行の分担をしている。更にこれらの行為については甲・乙、現場共謀があったといえる。
 よって、甲及び乙は「共同して、略取した」といえる。
 以上より、甲及び乙に未成年者略取罪(224条、60条)が成立する。
 3. 上記1、2は併合罪(45条前段)となる。の共同正犯
 第2. 甲がBと交際を断りし行為

←住居侵入罪については
 ちとコンパクトな記述で
 良かと思いますが、
 問題文の事実を丁寧に
 検討しおこなう姿勢は
 好印象です。

←Bが18歳未満であることを
 明示できるとベターです。

両は保護責任者か

1 ページ
裏面へ

1. 上記行為に際して甲に傷害罪(204条)が成立するか
 1. 甲
 2. 上記行為に際してBが転倒して地面に後頭部を叩き、頭部から血を流して気絶に陥ったこと、また、人の生理的機能を害する傷害、に於いて、甲に傷害罪(204条)が成立する。
 第3. 甲・乙・丙がBを放置した行為
 1. まず、甲及び丙につき、何なる犯罪が成立するか。
 (1) この点、本件に於ける殺人罪(191条)と保護責任者遺棄罪(218条)は、行為類型及び犯罪成立の要素がともに異なる。殺害の有無によって異なるものである。適用要件が異なる。
 本件では甲・丙はBの死について認識していた。また、甲・丙がBの死を認識していた事情も異なる。
 以上より、本件で保護責任者遺棄罪(218条)を検討する。
 (2) まず、甲に本罪が成立するか。
 1. 甲はBの傷害を発生させたものであり、先行行為から看するにBを保護する責任がある。とあるといえる。
 1. 遺218条の遺棄とは本件に於ける放置であり、本件では甲はBを置き放しにしている。遺棄にしている。
 2. 甲はBの傷害を認識し、Bに治療が必要であることと認識していたことから、本罪の「故意」(38条1項)が認められる。
 よって、甲に保護責任者遺棄罪が成立する。
 (3) 丙は、丙に本罪の「故意」(218条、60条)が成立するか。
 1. そもそも、法の一部又は全部責任として共同正犯を認めなければならない。とすれば、実行に関与しないもので、失謀の事実として③故意と④正犯意思があり、かつ③失謀に基づく実行行為があれば共同正犯が成立する。
 1. 本件では、④丙がBを放置することと申し入れたこと、甲・丙ともに「水」にしている。②丙は甲・Bを放置することと認識しているものであり、重罪を犯すに決意しているといえる。④甲はBを放置すること

前段

←客観的に区別できると
 ので「さしい」記述で
 よいかと思います。

←3. 1は面談のま
 とに記述を丁寧
 書き加えるとベターです。

「本件ではBを置き放しにしている」という表現は「形式的」に
 記述して下され。

形式的に④⑤の要件
 においておこなってください。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

αで責任者
 認めらる。

αで「正犯意思」が認めらる

科 目 名	区 分	学籍番号(在学时)	氏 名
刑法			

評価(ABCD)

う請求の実行行為をしている。

以上より、^内甲に本罪の共謀失用正犯は成立する。

少、~~よして、本邦に保護費を占有する者~~ 不作為に留意せり
よしての「保護費」については、217条がこれに反対しない以上、

保護責任を有する者として犯罪が成立するといふ構成的身分であり、身分はさし丙は65条1項に於て決犯となる。

以上F1.丙に保護責任者違犯罪、天月謀共同正犯(218条64条、65条1項)が成立する。

2. 偽に付き、保護責任者遺棄罪(218条)は成立するが、

(1) まず、乙は、上述の甲・丙の行為との間、共同正犯は成立しない。甲・丙は乙の存在を認識しておらず、共同の心算連合がなかったためである。

(2) では、乙に本罪の単独正犯は成立するか。

9. 二点、乙が甲がBを傷害しに行為を認識してらず、
また甲がBを害するにしないにも関与していないことが
先行行為におよ~~び~~保護義務を生じてない。

A. また、~~このBとAの間に~~^{Bが倒れへる部分に人が}
立ち寄ると可能怪がおよぶない場所ではなかったら。
これはその行為によるもので発生してあらず排他的支配が
あったといえない。

り 以上より、乙に保護義務が生じたといえる。

(3) かつ、乙に本罪は成立しない。

3. そして、乙の不作为によりBに新たな傷害が与えられているから過失致傷罪(209条)は成立しない。

5 4. 以上より、甲には傷害及び保護責任者遺棄罪が成立し、第1、第2の死罪と併合罪になるとする。乙には保護責任者遺棄罪の本謀共同正犯が成立する。丙には第1の死罪のみが成立する。

理由づけがやや
わかりにくいので、
検査士において
ください。

3 ページ
裏面へ

273.

以上

多くの人が論点をたくさん落としているにせぬかわらず、
相対的に論点に当たられている点が良い点です。
相対的に論点に当たられることができれば、本が読
めても相対的に高い評価が得られると思います。
他方で、形式的な点においては、できていない
箇所が散見されました。普段から形式的な点
においては意識するようにして、本が読める
無意識にできるようにして頂くことを望みます。

妹尾

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑法			

評価(ABCD)
C

25/50

9/9

8/8

第一 甲の罪責

1. 甲はBを車に乗せ、Dから走って逃げようとしたとき、未成年者略取罪(刑法224条)が成立している。

(1) Bは18歳であり、「未成年」にあたる。

(2) 「略取」とは、暴行又は脅迫を手段として、被略取者を場所的に移動させることをいう。事件について甲は、Bを車に乗せ、Dから走って逃げようとしたとき、BをAへ連れ去るという目的の下、Bを車に乗せ連れ去っているから、「略取」である。

(3) そして、甲は、Bを略取する認識があり故意(38条1項)がある。

(4) 以上より、甲は未成年者略取罪の共同正犯が成立する(60条、224条)。

2. 甲はBをAへAの施設にとりこめさせた行為につき、監禁罪(220条)が成立するように思われるが、監禁罪の保護法益は、被略取者の自由であり、Bの自由は制限されているから、成立しない。

3. 甲はBを車に乗せ、Dから走って逃げようとしたとき、Bを車に乗せ連れ去るという目的の下、Bを車に乗せ連れ去っているから、「略取」である。

(1) Bは車に倒れ、地面に後頭部を打ち、頭部から出血した。

この5つの行為は問題文に記載されていません。

特定結果と疑われるが、必ずしも消滅した方がよいと思います。

ページ
裏面へ

(1) 甲はBを車に乗せ、Dから走って逃げようとしたとき、Bを車に乗せ連れ去るという目的の下、Bを車に乗せ連れ去っているから、「略取」である。

(2) 甲はBを車に乗せ、Dから走って逃げようとしたとき、Bを車に乗せ連れ去るという目的の下、Bを車に乗せ連れ去っているから、「略取」である。

(3) 甲の行為は「遺棄」にあたる。

ア、「遺棄」は217条と218条の双方に規定されている。

217条の場合は場所的移動が必要であるものの、218条は保護責任者という加重要件がつけられているから、場所的移動は不要とされている。そして、218条にいう「遺棄」とは、不保護・退避を怠ることである。

イ、事件について甲は、Bを車に乗せ連れ去るという目的の下、Bを車に乗せ連れ去っているから、「遺棄」している。

(4) 甲はBを車に乗せ、Dから走って逃げようとしたとき、Bを車に乗せ連れ去るという目的の下、Bを車に乗せ連れ去っているから、「略取」である。

(5) 甲はBを車に乗せ、Dから走って逃げようとしたとき、Bを車に乗せ連れ去るという目的の下、Bを車に乗せ連れ去っているから、「略取」である。

自分で考えた考察案に全ておこめした点素晴らしいです。

218条の結果は甲の遺棄行為よりも前の因果関係は認めないと思います。

2 ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

科目名	区分	学籍番号(在学時)	氏名
刑罰			

評価(ABCD)

(6) 以上より、甲の行為に保護責任者遺棄罪(219条、218条)が成立する。

第二 丙の罪責

1. 甲がBを遺棄した行為につき、遺棄致死傷罪の共同正犯(60条、219条、217条)の責任を負わねば。

(1) 共同正犯の成立には①共謀及び②共謀に基づく実行行為が必要である。①があるためには、(ア)意思連絡、①正犯意思が必要であり、正犯意思の判断要素として、共同犯の地位、犯行の態様、重要役割の有り無をみる。

(2) ①について甲は、まず、(ア)意思連絡がある。丙は甲に対し、「高飛びしろ」と言い、甲も了承していることから、Bを遺棄する旨の意思連絡がある(ア)。

つぎに、①正犯意思について甲は、丙に対し、「高飛びしろ」と提案し、首謀者であるが、丙と甲は近しい関係で同等の地位にあり、心理的寄与は大きいわけでは無い。そして、丙は山へ来る際、甲からプロポーズを受けるのではと期待しており、甲と共に登山を望んでいたため、遺棄するに同意した。加えて、丙はBと懇別であるから、犯行の態様は強固に決まっていた。そして、甲はBを山に落とすという重責を担っており、甲は丙に心理的寄与を及ぼすという重責を負った。以上より、(ア)正犯意思は認められる。

(3) おいて、丙に共同正犯は成立しない。

2. 乙は丙に幫助犯が成立するか(62条1項)。

丙は甲に計画を提案することで、甲を心理的に助

丙の行為は提案されたもので、甲は故意を生じているから、教唆犯と認定し方がよいだろう。

しているから、幫助犯が成立する。

そして、保護責任者遺棄罪は保護責任者という身分を有する者に対して責任が加重される身分犯である(65条2項)。よって、丙は遺棄致死傷罪の幫助犯が成立しない。

しかし、幫助の場合には、遺棄致死傷罪に準じて、丙は保護責任者遺棄罪の幫助犯が成立するか(62条1項、219条、218条)。

第三 乙の罪責

1. 乙は甲と共に、Bを連れ去るという未成年者略取罪の共謀の下、略取Bを略取して、未成年者略取罪の共同正犯が成立するか(60条、224条)。

2. 乙が倒れているBを認識して、Bを連れ去る行為に於いて保護責任者遺棄罪が成立するか。

(1) 乙は甲と丙の意思連絡は無いから、共同正犯は成立せず、幫助犯も認められないので、幫助犯は成立しない。

(2) 乙は、乙に単独正犯は成立するか。

ア、乙は、乙は保護責任者にあらずない。乙は、単独の遺棄致死傷罪が成立するか問題となる(217条)。

しかし、217条の遺棄は場所的制約を要する行為であるから、「遺棄」には該当しない。

よって、乙に遺棄致死傷罪が成立しない。

以上

制限時間内に4頁近く書くことで、筆は素晴らしいです。

住居侵入罪と盗として、得た物は引渡し済みだが、おてはめなど丁寧な検察する姿勢が、基本的な法的思考力が身に付いていることがわかります。

住居侵入罪については、全ての問題で検察するということも自分で持っていて、盗として盗かと思えます。

この部分はよくあるから、検察を繰り返してみて下さい。

丙は「Bを遺棄したわけ」甲は高飛ぎ行為が過剰、警察に通報してしまふので、甲と共に住むことはできなくなるというふうなことで、丙はBを遺棄することに強い関心を持っているのは明白であろうか。

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

妹尾

「心理的な寄与のみ」者であるとして、正犯の罪責を負わせることはできない、というのが、共謀共同正犯の問題の核心なのではないか。この点、おぼろげに共謀共同正犯の論議を説明していると思われるので、ぜひとも、この点について、もう少し詳しく書いてほしい。

評價(ABCD)

A

30
50

住居
侵入

8/8

前段

(環島15)

前段

前段

前段

前段

前段

前段

前段

前段

前段

前段

前段

前段

前段

「未だ年若」「田舎者」
 のように、本文の文章にも
 「」でくくられて
 滑稽効果の要素が
 いろいろとありやすく
 思われる。

「韓の志は、忠孝に
あらず、地記に直して
いふことぞ」
なれど、分かりやういふことは
なれど、うか。

1 ページ
裏面へ

5

10

15

20

1

25

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

高等司法研究科

「(A)をEに押し込ませ」
(事案)の言明から、解答
に基礎を記定するものと
出題者の意を以てした
ようだが、問題文の
事実Eと密に検討
しようとする姿勢は
好印象だ。

2 ページ

2 ページ

2 ページ

2 ページ

科 目 名	区 分	学籍番号(在学时)	氏 名
刑法			

評鑑(ABOD)	
----------	--

[illegible]

3 ページ
裏面へ

日 成立しない。Zは、放棄は、作者に与るべき表現の自由、創作の自由、
 表現の自由である。→17条は適用される
 (下から、21条31条、21条不可罰である。
 沖5 読解。
 以上、腹付かず、17条、18条、19条、20条、21条、22条、23条、24条、25条、26条、27条、28条、29条、30条、31条、32条、33条、34条、35条、36条、37条、38条、39条、40条、41条、42条、43条、44条、45条、46条、47条、48条、49条、50条、51条、52条、53条、54条、55条、56条、57条、58条、59条、60条、61条、62条、63条、64条、65条、66条、67条、68条、69条、70条、71条、72条、73条、74条、75条、76条、77条、78条、79条、80条、81条、82条、83条、84条、85条、86条、87条、88条、89条、90条、91条、92条、93条、94条、95条、96条、97条、98条、99条、100条、101条、102条、103条、104条、105条、106条、107条、108条、109条、110条、111条、112条、113条、114条、115条、116条、117条、118条、119条、120条、121条、122条、123条、124条、125条、126条、127条、128条、129条、130条、131条、132条、133条、134条、135条、136条、137条、138条、139条、140条、141条、142条、143条、144条、145条、146条、147条、148条、149条、150条、151条、152条、153条、154条、155条、156条、157条、158条、159条、160条、161条、162条、163条、164条、165条、166条、167条、168条、169条、170条、171条、172条、173条、174条、175条、176条、177条、178条、179条、180条、181条、182条、183条、184条、185条、186条、187条、188条、189条、190条、191条、192条、193条、194条、195条、196条、197条、198条、199条、200条、201条、202条、203条、204条、205条、206条、207条、208条、209条、210条、211条、212条、213条、214条、215条、216条、217条、218条、219条、220条、221条、222条、223条、224条、225条、226条、227条、228条、229条、230条、231条、232条、233条、234条、235条、236条、237条、238条、239条、240条、241条、242条、243条、244条、245条、246条、247条、248条、249条、250条、251条、252条、253条、254条、255条、256条、257条、258条、259条、260条、261条、262条、263条、264条、265条、266条、267条、268条、269条、270条、271条、272条、273条、274条、275条、276条、277条、278条、279条、280条、281条、282条、283条、284条、285条、286条、287条、288条、289条、290条、291条、292条、293条、294条、295条、296条、297条、298条、299条、300条、301条、302条、303条、304条、305条、306条、307条、308条、309条、310条、311条、312条、313条、314条、315条、316条、317条、318条、319条、320条、321条、322条、323条、324条、325条、326条、327条、328条、329条、330条、331条、332条、333条、334条、335条、336条、337条、338条、339条、340条、341条、342条、343条、344条、345条、346条、347条、348条、349条、350条、351条、352条、353条、354条、355条、356条、357条、358条、359条、360条、361条、362条、363条、364条、365条、366条、367条、368条、369条、370条、371条、372条、373条、374条、375条、376条、377条、378条、379条、380条、381条、382条、383条、384条、385条、386条、387条、388条、389条、390条、391条、392条、393条、394条、395条、396条、397条、398条、399条、400条、401条、402条、403条、404条、405条、406条、407条、408条、409条、410条、411条、412条、413条、414条、415条、416条、417条、418条、419条、420条、421条、422条、423条、424条、425条、426条、427条、428条、429条、430条、431条、432条、433条、434条、435条、436条、437条、438条、439条、440条、441条、442条、443条、444条、445条、446条、447条、448条、449条、450条、451条、452条、453条、454条、455条、456条、457条、458条、459条、460条、461条、462条、463条、464条、465条、466条、467条、468条、469条、470条、471条、472条、473条、474条、475条、476条、477条、478条、479条、480条、481条、482条、483条、484条、485条、486条、487条、488条、489条、490条、491条、492条、493条、494条、495条、496条、497条、498条、499条、500条、501条、502条、503条、504条、505条、506条、507条、508条、509条、510条、511条、512条、513条、514条、515条、516条、517条、518条、519条、520条、521条、522条、523条、524条、525条、526条、527条、528条、529条、530条、531条、532条、533条、534条、535条、536条、537条、538条、539条、540条、541条、542条、543条、544条、545条、546条、547条、548条、549条、550条、551条、552条、553条、554条、555条、556条、557条、558条、559条、560条、561条、562条、563条、564条、565条、566条、567条、568条、569条、570条、571条、572条、573条、574条、575条、576条、577条、578条、579条、580条、581条、582条、583条、584条、585条、586条、587条、588条、589条、590条、591条、592条、593条、594条、595条、596条、597条、598条、599条、600条、601条、602条、603条、604条、605条、606条、607条、608条、609条、610条、611条、612条、613条、614条、615条、616条、617条、618条、619条、620条、621条、622条、623条、624条、625条、626条、627条、628条、629条、630条、631条、632条、633条、634条、635条、636条、637条、638条、639条、640条、641条、642条、643条、644条、645条、646条、647条、648条、649条、650条、651条、652条、653条、654条、655条、656条、657条、658条、659条、660条、661条、662条、663条、664条、665条、666条、667条、668条、669条、670条、671条、672条、673条、674条、675条、676条、677条、678条、679条、680条、681条、682条、683条、684条、685条、686条、687条、688条、689条、690条、691条、692条、693条、694条、695条、696条、697条、698条、699条、700条、701条、702条、703条、704条、705条、706条、707条、708条、709条、710条、711条、712条、713条、714条、715条、716条、717条、718条、719条、720条、721条、722条、723条、724条、725条、726条、727条、728条、729条、730条、731条、732条、733条、734条、735条、736条、737条、738条、739条、740条、741条、742条、743条、744条、745条、746条、747条、748条、749条、750条、751条、752条、753条、754条、755条、756条、757条、758条、759条、760条、761条、762条、763条、764条、765条、766条、767条、768条、769条、770条、771条、772条、773条、774条、775条、776条、777条、778条、779条、780条、781条、782条、783条、784条、785条、786条、787条、788条、789条、790条、791条、792条、793条、794条、795条、796条、797条、798条、799条、800条、801条、802条、803条、804条、805条、806条、807条、808条、809条、810条、811条、812条、813条、814条、815条、816条、817条、818条、819条、820条、821条、822条、823条、824条、825条、826条、827条、828条、829条、830条、831条、832条、833条、834

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

4 ページ

H29 法律文書錬成講座刑法の採点講評

1 はじめに

私が採点した答案（11通）について共通した課題があると感じましたので、個別の添削以外に、全体の採点講評を作成してみました。

私も制限時間を計って今回の答案を書いてみましたが、本問は難問だと思いました。問われている論点が論文試験としては必ずしも有名ではない上に、書くべきことがたくさんあるので、80分の時間制限はかなり厳しかったです。今回低い評価になった方も落ち込まずに、本試験に向けてご自分の課題の修正を試みてください。

【評価分布】

評価	A	B	C	D
人数	2	2	1	6

2 形式面について

他人の答案を読むのは負担の重い作業です。ましてや大量の答案を読まなければならない司法試験委員の負担はかなりものだと思います。うっかり読み飛ばされないように、できる限り読み手の負担を軽くするように心掛けるべきだと思います。「前述の通り」「上記の通り」と書いてあると、どの箇所に書かれているのかを探さなければならなくなり、かなり骨が折れます。最悪、読み飛ばされるおそれもあります。そこで、例えば、「前述の第1の2（2）の通り」と記述すると良いと思います。

また、法律解釈は条文の文言を読み替えていく作業ですので、条文の引用は正確にしてください。例えば、「住居侵入罪（130条）」ではなく、「住居侵入罪（130条前段）」と記述したり、「併合罪（45条）」ではなく、「併合罪（45条前段）」するとよいと思います。

3 甲の罪責について（33点）

住居侵入罪の検討を落としている方が多かったです（検討していた方は5人）。130条前段はメインの罪責ではないものの司法試験で頻出ですので、問題を解く際は常に検討を心がけてください。

「217条と218条の区別」の論点を適切に言及されている方は1人だけでした。論文論点として必ずしも有名なところではないので、事前の準備が不十分だった方が多かったのかもしれませんが、もっとも、通説的な見解を把握しておくだけであれば事前準備の負担も軽いと思いますので、この機会に通説的な見解だけでもまとめておかれると良いと思います。

4 丙の罪責について（11点）

丙に保護責任が認められるのかについて言及できている答案はほとんどありませんでした（5点満点を与えた答案はゼロでした）。今回は落としても気にしなくて良いと思います。

5 乙の罪責について（5点）

保護責任者遺棄罪の共同正犯を適切に認定できていたのは2人の方だけでした。制限時間の厳しい問題でしたので、配点が小さいと考えて、あえて書かなかったのであれば正しい選択だと思います。

6 罪数について（1点）

罪数については、ほぼ全員の方が言及されていました（言及されていた方が10人）。ただ、罪数の理由まで正確に言及されている方はいませんでした。司法試験の答案では説得力も要求されているので、罪数処理の理由付けにも配点はあると私は考えています。今回は採点基準に特に言及がなかったので、罪数の結論だけでも満点（1点）を与えましたが、本試験では理由付けまで書くことをお勧めします。罪数処理の理由まで書く受験生は少ないので、「目的と手段の関係にあるので、牽連犯である。」程度の理由付けを書くだけで他の受験生と差を付けられるのではないかと思います。

7 最後に

今回の問題で大きな配点のある箇所を落としたがために得点が振るわなかったものの基本的な法的思考を表現できている方が数人いらっしゃいました。このような方はご自分で感じているより司法試験合格は近いのではないかと思います。そのような方は落とした箇所について、落としてしまった原因をしっかりと分析しておけば足りると思います。私も昨年の法律文書錬成講座の刑法は5点（50点満点）でしたが、本試験の刑法はA評価でした。1回ごとの答案の評価に一喜一憂するのではなく、ご自分の課題を分析して、修正することが本試験での評価を向上させることに繋がると 생각합니다。みなさんの司法試験合格を祈念しています。

以上

第71期司法修習生
妹尾拓也